「消費者トラブルで困ったら、 一人で悩まず相談を!

全国消費 月間

◎問い合わせ 都城市消費生活センター 23 - 7154

さまざまなトラブルの相談を受け付 らしの中で起こる消費生活に関する 不安に思った時は、気軽に相談くだ けています。 都城市消費生活センターでは、 少しでもおかしいなと

令和3年度の相談件数

売79件、インターネット29件、 商法40件などです。 相談件数は409件。内訳は通信販 市消費生活センターに寄せられた 悪質

悪質な手口で高額な契約を迫ってく すぐに消費生活センターに相談しま 時や、少しでもおかしいと感じたら、 る可能性もあります。不審に思った しょう。 世の中の混乱や不安に付け込み

ださい。 護士による無料法律相談を行ってい ます。一人で悩まず、早めに相談く 市消費生活センターでは、毎月弁

契約した後は、一方的に契約を取り

なくてはならず、一度自分の意思で 自身で締結した契約には責任を持た

消すことはできません。

※消費生活相談および弁護士法律相 います らしの情報 談の詳細は、3月15日発行の「暮 保存版」に掲載して

消費者トラブルに注意! 18歳から大人に!若者の

ざまな契約をすることができるよう になります クレジットカードの作成など、さま 同意を得なくても、ローンの契約や なりました。18・19歳の人は、親の たことにより、18歳から「成年」と 4月から成年年齢が引き下げられ

範囲が変わります! 「未成年者取り消し」の適用

取り消し」が適用されなくなります。 ことで、18・19歳の人は「未成年者 取り消すことができる制度です。 が親などの保護者(法定代理人)の に不利益が生じないよう、未成年者 と比べて社会経験の少ない未成年者 同意を得ずに契約した場合、契約を しかし、成年年齢が18歳になった 「未成年者取り消し」とは、 成年者

※4月1日より前に18・19歳の人が より取り消すことができます た契約は「未成年者取り消し」に 法定代理人の同意を得ずに締結し

寄せられた若者のトラブル事例 全国の消費生活センターに

- ●出会い系サイトで知り合った女性 なった。 場で8万円の商品を勧められ借金 る前に女性とは連絡が取れなく をして契約したが、商品を受け取 に誘われ、イベントに行った。会
- ●人気のインフルエンサーが通って

られたが、高額であったため断っ に30万円の全身痩身コースを勧め 0円の体験施術を受けた。施術後 たところ、「分割払いもある。 いるというエステ店で、1回50 1万円なら大丈夫でしょう」 と言 分割払いで契約してしまっ

●サークルの先輩から「もうかる話 の内容も分からない。 が取れる」と説明されたが、 40万円が手に入り、3人誘えば元 ら借金をして仮想通貨の投資ソフ がある」と誘われ、消費者金融 トを購入した。「一人勧誘すれば

ワンポイントアドバイス

れば、理由を問われず契約を解消で から契約しましょう。また、クーリ ング・オフといって一定期間内であ 契約する時は、慎重によく考えて

活センターへ相談ください。 場合や、クーリング・オフのやり方が かりと確認しておきましょう。また、 できない場合があるので、契約前にして 分からない場合は、すぐに市消費生 クーリング・オフの対象か分からない 法などによっては、 クーリング・オフが しかし、商品やサービス、 販売方